

○厚生労働省令第十号

令和六年一月十九日
本州四国連絡橋の
開通式

令和六年一月十九日 厚生労働大臣 武見 敬三
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働大臣
武見敬三

る省令の一部を改正する

令和六年一月十九日
厚生労働大臣 武見 敬三
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定す

改 正 後	（権限の委任）
	第八条 法第五条第六項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限のうち、第一号に掲げるものにあつては当該事業に係る航路の拠点、第二号に掲げるものにあつては当該事業に係る主たる営業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄都道府県労働局」という。）の長に委任する。
改 正 前	（権限の委任）
	第八条 法第五条第六項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限のうち、第一号に掲げるものにあつては当該事業に係る航路の拠点、第二号に掲げるものにあつては当該事業に係る主たる営業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄都道府県労働局」という。）の長に委任する。
二 （略）	一般旅客定期航路事業に関する権限
	（当該事業（総トン数千トン未満の船舶のみをもつて営むもの及び当該事業に係る航路が一の地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内に存するものを除く。）の事業規模の縮小等の計画及びその実施により残存する事業の整備に関する事項について、海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第三条第一項、第十六条第一項（事業の廃止の許可に係る部分に限る。）又は第十八条第一項若しくは第二項に規定する免許、許可又は認可の申請が必要とされる場合を除く。）
二 （略）	一般旅客定期航路事業に関する権限
	（当該事業（総トン数千トン未満の船舶のみをもつて営むもの及び当該事業に係る航路が一の地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内に存するものを除く。）の事業規模の縮小等の計画及びその実施により残存する事業の整備に関する事項について、海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第三条第一項、第十五条第一項（事業の廃止の許可に係る部分に限る。）又は第十八条第一項若しくは第二項に規定する免許、許可又は認可の申請が必要とされる場合を除く。）
二 （略）	（権限の委任）

○厚生労働省令第十二号
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

療養の給付及び公費負

厚生省の総合方針で公費負担疾病に関する費用の請求に関する命令で、閣内閣令で公費負担疾病等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年厚生労働省令第八号）の施行に伴い、医療法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の

附 則

令和六年一月十九日

改	正	後	改	正	前
(指定薬物)			(指定薬物)		
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。			第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。		
一、「五十九」 (略)			一、「五十九」 (略)		
六十、「二一」(エチルアミノ)「一二一」(三一ヒドロキシフェニル) シクロヘキサンノン及びその塩類			六十、「二一」(エチルアミノ)「一二一」(三一ヒドロキシフェニル) シクロヘキサンノン及びその塩類		
六十一、「六十五」 (略)			六十一、「六十五」 (略)		
六十六、「エチル」三、「三一ジメチル一二一(一ペンチル)一H-インダゾール」三一カルボキサミド) ブタノアート及びその塩類			六十六、「エチル」三、「三一ジメチル一二一(一ペンチル)一H-インダゾール」三一カルボキサミド) ブタノアート及びその塩類		
六十七、「七十」 (略)			六十七、「七十」 (略)		
七十一、「N-エチル一二ヒドロキシ」N-ブロビルトリプタミン及びその塩類			七十一、「N-エチル一二ヒドロキシ」N-ブロビルトリプタミン及びその塩類		
七十二、「三百三十四」 (略)			七十二、「三百三十四」 (略)		
六十九、「三百三十一」 (略)			六十九、「三百三十一」 (略)		
(新設)			(新設)		